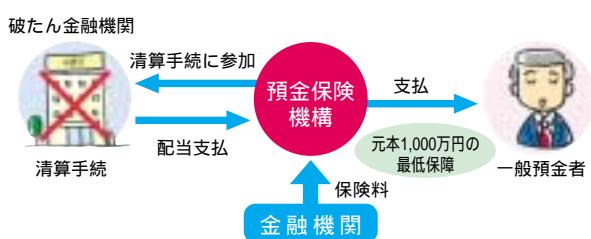


預金保護のしくみについて

「預金保険制度」は、万が一金融機関が破たんした場合に、預金者を保護することによって、信用秩序を維持することを目的としています。

国内の金融機関はこの制度に強制加入しており、預金には自動的に保険がかかります。保険料は、各金融機関が預金量に応じて、毎年、預金保険機関に納付します。したがって、預金者は特に手続きをとる必要はありません。なお、この制度は、政府、日銀、民間金融機関の出資により設立された預金保険機構が運営しています。

万が一のときには一般の預金者を守るためにものです。



1 預金保護の対象 金融機関は?

預金保険制度に加入している金融機関は、日本国内に本店のある銀行、信金中央金庫、信用金庫、全国信用協同組合連合会、信用協同組合、労働金庫連合会、労働金庫です。
なお、農林中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業組合、労働金庫連合会、労働金庫です。

対象金融機関等

- 銀行
(日本国内に本店のあるもの)
- 信金中央金庫
信用金庫
- 全国信用協同組合連合会
信用協同組合
- 労働金庫連合会
労働金庫

非対象金融機関等

- 政府系金融機関
外国銀行の日本支店
商工組合中央金庫
郵便局
- 農林中央金庫
農業協同組合
漁業協同組合
水産加工業協同組合
- 保険会社
証券会社

預金保険の対象となるもの

- 預金(右の預金を除く)
 - 当座預金
 - 普通預金
 - 通知預金
 - 納税準備預金
 - 貯蓄預金
 - 定期預金
 - 別段預金
 - 定期積金
 - 掛金
 - 元本補てん契約のある金銭信託
(ビッグ等の貸付信託を含む)
 - 金融債
 - ワイド等の保護預り専用商品に限る上記を用いた財形貯蓄商品

預金保険の対象とならないもの

- 外貨預金
外国銀行の日本支店の預金
オフショア預金
日銀・金融機関等の預金
預金保険機関の預金
無記名預金
他人名義預金
導入預金
- 元本補てん契約のない金銭信託
(ヒット等)
金融債
保護預り専用商品以外のもの
- など

協同組合は、預金保険制度とほぼ同じ「農水産業協同組合貯金保険制度」に入っています。また、保険会社と証券会社については、それぞれ、「保険契約者保護機構」と「投資者保護基金」という、預金保険制度とは別の保護制度に加入しています。

郵便局については、預入される貯金の払戻し及び利子の支払いが国により保障されています。

預金保険制度の保護の対象となる預金等は、預金保険制度に加入している金融機関が取り扱っている金融商品のうち、次のものです。なお、詳しくは、各商品の取り扱い金融機関にお尋ねください。

2 預金保険の保護の対象は?

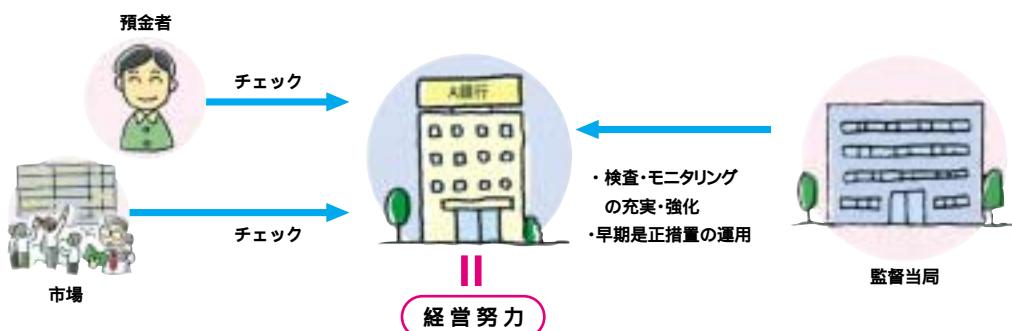
狭い意味では、万が一金融機関が破たんした場合に、元本一千万円までとその利息額を「保険金」として預金者に直接支払うことを「ペイオフ」と言います。このほかに、預金全額保護の特例措置が終了するということ、すなわち、万が一金融機関が破たんしたときには、預金のうち元本一千万円とその利息を超える部分が一部カットされることがあるという意味で、例えば「ペイオフ解禁」というように使われることもあります。

あたり前のことですが、金融機関が破たんしないことが一番重要です。金融機関が破たんしなければ、預金がカットされることはないのです。そのためにも金融機関自身の努力による健全経営と問題金融機関の早期発見・早期是正により、破たんの未然防止に努めていく必要があります。

「ペイオフ解禁」と言つても、すぐに預金がカットされるわけではありません。

千円とその利息を超える部分が一部カットされることがあるという意味で、例えば「ペイオフ解禁」というように使われることもあります。

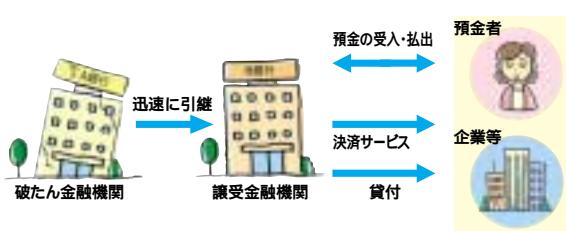
です。それによって、できるだけ預金者に負担がかからないようにする必要があります。そのために、破たん処理の準備を早めに行うことや、譲受金融機関を早く決めるなど、破たん処理を迅速に行うことができるような手当てがされています。



元本一千万円までとその利息が最低保障されています。

4 預金の取り扱いはどうなるの？

そして、迅速に処理することが重要です。



それでも万が一金融機関が破たんしたら…

金融機関の破たんに伴う混乱を最小限に止めることが重要
処理コストがより小さいと見込まれる処理方法を選択すべき

資金援助方式を優先し、 保険金支払方式（ペイオフ）の発動をできるだけ回避

資金援助方式では破たん金融機関が持っていた機能（預金の受け入れ・払出、貸付、決済サービス等）が継続されますが、保険金支払方式では消滅してしまいます。

優先適用

・処理コストの最小化
・混乱の最小化

資金援助方式
(健全な金融機関に営業譲渡)

保険金支払方式
(ペイオフ)

一つの金融機関の複数の支店に合わせて元本1500万円の預金がある場合

【A支店の普通預金口座】 【A支店の定期預金口座】 【B支店の定期預金口座】

200万円	利息	400万円	利息	900万円	利息
-------	----	-------	----	-------	----

名寄せ



一つの金融機関のある支店に元本1,500万円の預金がある場合

1,000万円 利息 500万円 利息

最低保障

破たん金融機関の財産の
状況に応じて支払い
(一部カットされることがあります)

預金保険の対象となる預金等について、名寄せをした上で一金融機関ごとに預金者一人当たり、元本一千万円までとその利息が最低保障されています。

元本一千万円までとその利息を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われますので、一部カットされることがあります。

具体的な預金の取扱いについては、一つあります。

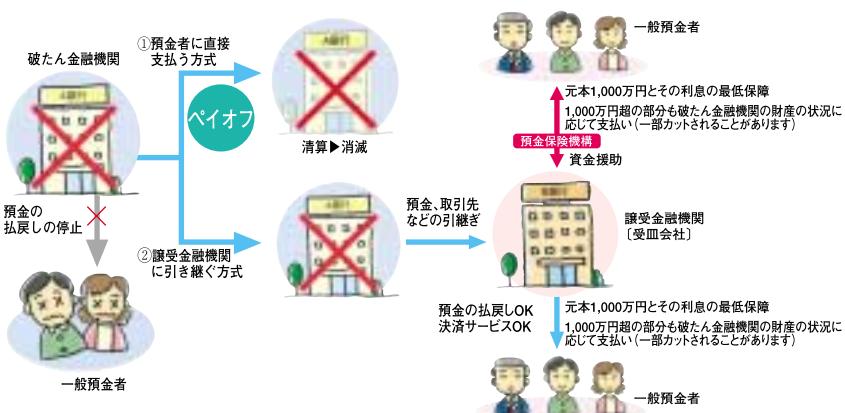
資金援助方式（破たん金融機関の営業を救済金融機関に引き継ぐ場合）

最低保障の部分については、引き続き譲受金融機関と取引が継続されます。また、譲受金融機関への譲渡等に時間がかかる場合でも、名寄せが済めば、破たん金融機関から支払いを受けることもできます。

保険金支払方式（ペイオフ）（破たん金融機関の営業の引き継ぎが困難な場合）

最低保障の部分については、名寄せが済みしだい、預金保険機構から保険金が支払われます。なお、保険金の支払いまでに時間がかかる場合には、普通預金一口座当たり六十万円までの仮払金を受け取ることができます。

5 預金等の保護の範囲は？



には言えませんが、破たんから数週間を目途に支払えるよう準備が進められています。

全額保護の特例措置は、平成八年から平成十四年三月まで実施されることとなっています。元本一千万円までとその利息が最低保障されることとなります。十四年四月以降は、原則に戻り、元本一千万円までとその利息が最も低保障されることとなります。

なお、平成十四年四月から平成十五年三月までの一年間は、当座預金・普通預金・別段預金は全額保護されます。

平成十四年三月までは、特例として預金が全額保護されています。		
対象預金等	当座預金 普通預金 別段預金 その他の預金等 (定期預金、定期積金、 ビッグ、ワイド 等)	全額保護 全額保護 合算して 元本1,000万円まで とその利息(注)

	平成14年3月まで	平成14年4月～平成15年3月まで	平成15年4月以降
対象預金等	当座預金 普通預金 別段預金 その他の預金等 (定期預金、定期積金、 ビッグ、ワイド 等)	全額保護 全額保護 合算して 元本1,000万円まで とその利息(注)	合算して 元本1,000万円まで とその利息(注)
対象以外の預金等 (外貨預金、譲渡性預金、 募集債 等)		全額保護	破たん金融機関の財産の 状況に応じて支払い (一部カットされることがある)

(注)1,000万円を超える元本とその利息等については、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われますので、一部カットされることがあります。

預金保険の対象となる定期預金等は、名寄せをした上で、元本一千円までとその利息が最低保障されます。それとは別に、当座預金・普通預金・別段預金は全額保護されます。

平成十四年四月から平成十五年三月までの一年間の取り扱いは、

資金援助方式の預金の支払いや、保険金支払方式の保険金の支払いまでの期間は、破たん金融機関の規模等により違いますので、一概

預金保険制度は金融機関が万が一破たんした場合に少額預金者を保護することを目的として昭和四六年に導入された制度です。預金

預金保険の対象となる定期預金等は、一金融機関ごとに預金者一人当たり、元本一千円までとの利息となります。

このため、同一預金者が破たんする場合、名寄せを行うのです。

金融機関に複数の預金口座を持っている場合、名寄せをしたうえ、それらの預金等を合算して、預金保険の対象となる金額を確定することになります。

6 名寄せは何のために行うの?

複数の金融機関に預金している場合、それぞれ保険金は支払いとなるのです。

7 資金を借りている金融機関が破たんした場合、預金との関係はどうなるの?

一定の条件の下で、預金者は、金融機関に対して、預金と借入金とを相殺することを申し出ることができます。

家族は親子、兄弟であっても別人格ですから、それぞれの人の預金であれば、預金者ごとに一千万円を限度とする元本とその利息等が支払われます。

また、法人の代表者名義(例えば「株式会社 代表取締役」と記載されたもの)の預

金等は、その法人の預金として計算され、代表者個人の預金等に名寄せされることはありません。それぞれ、一千万円を限度とする元本とその利息等が支払われます。

8 家族及び会社の代表者の名義で預金していた場合の支払いは?

預金保険機構

TEL 03-3212-6030

沖縄総合事務局
財務部金融監督課

TEL 098-862-1944

一つの金融機関のある支店に元本1,500万円の定期預金と元本1,300万円の普通預金がある場合

【定期預金】

1,000万円	利息	500万円	利息
---------	----	-------	----

最低保障

破たん金融機関の財産の状況に応じて支払い(一部カットされることがあります)

【普通預金】

1,300万円	利息
---------	----

全額保護

一つの金融機関の複数の支店に合わせて元本1,300万円の定期預金と元本200万円の普通預金がある場合

【A支店の普通預金口座】

200万円	利息
-------	----

【A支店の定期預金口座】

400万円	利息
-------	----

【B支店の定期預金口座】

900万円	利息
-------	----

↓ 名寄せ

200万円	利息
-------	----

1,000万円	利息
---------	----

300万円	利息
-------	----

全額保護

最低保障

破たん金融機関の財産の状況に応じて支払い(一部カットされることがあります)

者等に保険金を支払うことになります。なお、預金保険機構から支払われる保険金は、一千円を限度とする元本のほか、その元本に係る利息等となります。

金融機関が万一が一破たんし、保険金の支払いを行うこととなつた支払通知書により連絡されます。支払場所のほか、保険金を受け取るための留意事項などが記載された支払通知書により連絡されます。預金者は、支払期間内に、預金保険機構に支払請求をしていただくことになります。

なお、保険金支払のお知らせについて、保険金等の支払期間、支払場所等を官報、日刊新聞紙に掲載します。

10 保険金はどのような手続きをして支払うとなるの?

預金保険制度は、万が一金融機関が破たんした場合、当該金融機関の預金者等に対して、保険金の支払限度額の範囲内で保護しようと相殺することを申し出ることができます。

したがつて、複数の金融機関で保険事故が発生した場合、預金保険機構は、それぞれの金融機関ごとに支払限度額の範囲内で、預金保険の対象となる金額を確定することができます。

問い合わせ先

預金保険機構

TEL 03-3212-6030